

# 尾鷲市、土砂条例を検討

建設残  
土問題  
来年度の施行目指す



会見に臨む加藤市長＝尾鷲市役所で

【尾鷲】尾鷲市や紀北町に県外から建設残土が搬入

されている問題で、加藤千速尾鷲市長は三十日の定例

記者会見で、災害防止と環境の保全に関する「土砂条例（仮称）」の制定を検討していることを明らかにした。市議会十二月定例会に条例案を上程し、来年四月の施行を目指す。

条例制定に向け、市は四月、藤吉利彦副市長をトップに環境、建設、政策調整、水道、水産農林の各課長でつくる検討会を立ち上げた。建設残土の土砂崩れが起きないように、土の積み上げ方法を条例で規定するかどうかなどを検討しているという。今後は罰則規定についても検討する。

加藤市長は「市民に不安を与えないように条例を定

めなければならぬ。早く制定したい気持ちはあったが、手順を踏まえ、令和二年四月から施行することが最短である」と述べた。

県尾鷲建設事務所によると、現在、二業者が尾鷲港と同町の長島港に県外で発生した建設残土を荷揚げしており、平成二十八年十一月―三十一年三月に尾鷲港で約二十八万九千少、長島港で約三十六万少が荷揚げされたという。埋め立て地は同市で二カ所、同町で八カ所ある。

同町は、同市より先行して、建設残土を町内に持ち込む際の届け出を義務付ける条例を今年二月の町議会に可決、制定し、七月一日から施行する予定。また県は土砂の搬入や埋め立てを規制する「県土砂条例（仮称）」を検討している。